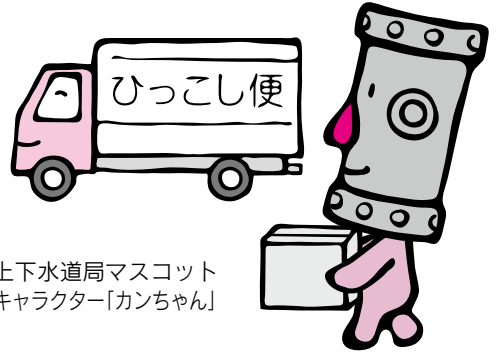


# 上下水道の広場



上下水道局マスコット  
キャラクター「カンちゃん」

**引っ越しシーズン  
水道の手続きもお忘れなく！**

3月、4月は転入・転出のシーズンです。水道の使用中止や開始の手続きを忘れずをお願いします。大変混み合いますので、引っ越しの一週間前までにお済ませください。

## インターネット

水道の使用中止や開始の30日前から5日前までは、市ホームページからも手続きできます。

◆ 広報ID番号 100083009

## 電話

上下水道局お客様センター ☎(823)(8431)  
(平日午前8時30分～午後5時15分)

## 使用を中止するとき お知らせしていただく項目

- ① お客さま番号  
(「水道使用量・料金等のお知らせ」や「納入通知書」に記載しています)
  - ② 住所(アパート名と部屋番号も)
  - ③ 氏名(水道使用者名)
  - ④ 電話番号
  - ⑤ 引っ越し日(使用を中止する日)
  - ⑥ 引っ越し先の住所
- \* 市内で引っ越しする場合、引っ越し先の使用開始も同時に手続きできます。

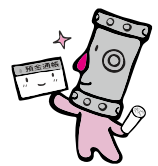
## 使用を開始するとき お知らせしていただく項目

- ① 住所(アパート名と部屋番号も)
- ② 氏名(水道使用者名)
- ③ 電話番号
- ④ 引っ越し日(使用を開始する日)

\* 入居時に水が出るかご確認ください。水抜き栓を操作しても水が出ないときは、お客様センターへご連絡ください。

## 引っ越しもお客さまセンターへご連絡ください

- ▼ 届出をしている水道の利用者や  
共同住宅などの所有者が変わったとき
- ▼ 家屋の解体などで水道の使用を中止するとき
- ▼ 出張や入院などで長期間水道を使用しないとき
- ▼ 水道の使用を休止している住宅で  
一時的に使うとき



## 料金のお支払いは 毎月支払いもできる 口座振替が便利！

メーターの検針と料金の請求は2か月に1回ですが、口座振替をご利用のお客さまは、料金を2分割し、1か月ごとに口座から引き落とす毎月支払いにすることができます。

水道料金や下水道使用料などは、毎月支払いも選択できる便利な口座振替をご利用ください。

### 毎月支払いの申込方法

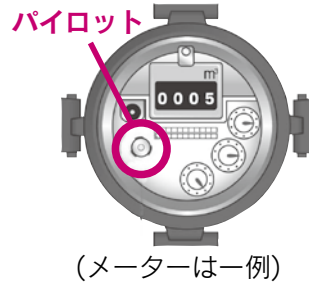
- ▼ 口座振替のかたは、お客様センターへ電話でお申し込みください
- ▼ 納入通知書でお支払いのかたは、口座振替の申し込みの際、申込書の振替月欄の「毎月」に記入してください

### 口座振替を利用しているかたが 引っ越しをするとき

- …引っ越しの手続きの際にお申し出ください
- ▼ 市内での引っ越しの場合、引っ越し先でも同じ口座を継続してご利用できます
- ▼ 引っ越しに伴って振替口座を解約する場合、金融機関、コンビニエンスストア、スマートフォンなどで支払うことができる納入通知書をお送りします

## 宅地内の漏水点検は 定期的に行いましょう

宅地内で漏水が発生すると、漏水した水量分の水道料金・下水道使用料は、原則、お客さまの負担になります。定期的に漏水点検をしましょう。



(メーターは一例)

### ◆漏水の確認方法

- ① 屋内と屋外のすべてのじゃ口を閉める
- ② 水道メーターのパイロット部分が回転しているか確認する

じゃ口を閉めてもパイロットが回転している場合、漏水の可能性があります。回転していても、最近、水道料金が増えたなどの不安を感じたときは、お客様センターへお問い合わせください。

問い合わせ▼お客様センター☎(8223)8431

上下水道の広場では、みなさまからのご意見、ご質問などをお待ちしています

☎(8223)8434

FAX(824)7414

Eメール ro-wtmn@city.akita.lg.jp

◆広報ID番号 10001006

## 有効期間満了となる 水道メーターの 取り替え作業を実施します

各ご家庭や事業所などに設置されている水道メーターは、使用有効期間が8年間と法律で定められています。上下水道局では、期間満了を迎える水道メーターの取り替え作業を行っています。対象世帯には、3月、4月の検針時に、文書でお知らせします。

問い合わせ▼お客様センター☎(8223)8431

### ●取り替え作業

4月上旬から12月下旬までに、上下水道局が委託した秋田市上下水道サービス(株)の担当業者が身分証明書を持って訪問し、作業を行いますので、ご協力をお願いします。

## マンホールや公共汚水ますの 破損などを見つけたら ご連絡ください!!

マンホール周辺の段差や陥没、道路境界付近に設置されている公共汚水ますの破損など、異状を見つけた場合は次の2点を下水道整備課にご連絡ください。

- ① 発見場所(最寄りの住所、付近の目印など)
- ② 異状内容(段差や陥没のおおよその大きさなど)

お問い合わせ▼下水道整備課☎(864)1455



マンホール周囲の舗装破損



公共汚水ますの破損



公共汚水ます蓋の紛失



下水道管上の路面陥没

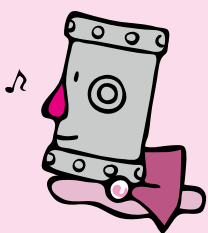
## 水道水以外の 井戸水や沢水の使用も 必ず届け出てください

井戸水や沢水など、水道水以外の水を使用し、その排水を公共下水道や農業集落排水処理施設、市が設置した浄化槽へ流す場合は、下水道使用料、農業集落排水施設使用料、個別排水処理施設使用料、特定地域生活排水処理施設使用料を負担していただきます。

ご家庭や事業所などで、水道水以外の水の使用を開始、または中止する場合は、お客様センターへ必ず届出をしてください。

また、現在、水道水以外の水を使用していて、まだ届出をしていないかたも、お客様センターへご連絡ください。

問い合わせ▼お客様センター☎(8223)8431



次のページへ  
続く...